

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）第 11 条第 1 項により読み替えて適用する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、神戸空港特定運営事業及びそれに付随する事業を一体として行う神戸空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果を次のとおり公表する。

平成28年10月11日

神戸市長 久元 喜造

神戸空港特定運営事業等の特定事業の選定について

1. 事業概要

(1) 事業名称

神戸空港特定運営事業等

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

A) 名称

神戸空港

B) 種類

空港基本施設、空港航空保安施設及び空港機能施設等

(3) 公共施設等の管理者等

神戸市 市長 久元 喜造

(4) 事業内容

神戸空港特定運営事業等募集要項等（以下「募集要項等」という。）に定める手続きで選定された民間事業者（以下「優先交渉権者」という。）の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）は、地方管理空港運営権者（民活空港運営法第11条第2項。以下「運営権者」という。）として公共施設等運営権（PFI法第2条第7項。以下「運営権」という。）の設定を受け、神戸空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、以下の事業業務を実施する。

A) 義務的事業

運営権者は、以下の事業業務を行わなければならない。ただし、国・市が実施するのはその限りでない。具体的な内容については、募集要項等で示す。

- ① 空港基本施設（滑走路、誘導路、エプロン等）及び不可分一体をなす附帯施設（駐車場、排水施設等）の運営・維持管理業務
なお、護岸、進入灯橋梁、構内道路等の運営・維持管理業務は業務範囲に含まれない。
- ② 空港航空保安施設の運営・維持管理業務
- ③ 空港機能施設（旅客施設（事務所、店舗等を含む。）及び貨物施設（事務所等を含む。））の運営・維持管理業務
- ④ 環境対策事業
- ⑤ 附帯業務
 - 国、給油会社等への土地貸付業務

➤ ハイジャック防止対策への費用負担(1/2)

実施契約に定める方法に従って市の承認を得た場合、運営権者は事業業務の内容を変更（休止・廃止を含む。）することができる。

B)任意事業

運営権者は、義務的事業以外に、本事業の実施に運営権者が必要と考える事業業務を、市の承認を得た上で行うことができる。

なお、関連法令等を順守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しないものに限る。

(5) 事業方式

募集要項第 7. に定める手続きに則り、市によって選定され、市との間で基本協定を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行を事業目的とする S P C を設立する¹。

S P C は、空港用地及びその近傍に所在する、特定運営事業等を実施するために必要な滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、旅客施設（事務所、店舗等を含む。）、貨物施設（事務所等を含む。）等の施設（以下総称して「空港用施設」という。）について運営権の設定を受け、運営権者となる。

なお、現在、神戸空港ターミナル株式会社が所有する駐車場、旅客施設（事務所、店舗等を含む。）、貨物施設（事務所等を含む。）等については、市が事業開始日までに譲渡を受けることで空港用施設に含まれることになる。

運営権者は、市との間で実施契約を締結し、同契約に定めるところに従い、また、物品等の譲渡を受け、本事業を実施する。

本事業を実施する期間（以下「事業期間」という。）終了時に運営権は消滅し、運営権者は、空港用施設を市又はその指定する第三者に引渡し、本事業を引き継ぐ。

また、事業期間終了時に運営権者が所有する契約類・動産等（実施契約に定めるところによって運営権者が所有する不動産がある場合には、当該不動産が含まれることがある。）については、実施契約に定めるところに従い、市又は市の指定する第三者に移転されるべきものについては、予め市と合意された手続きにより移転され、移転されないものについては、運営権者が自らの責任及び費用により処分する。

(6) 事業期間・運営権の存続期間

A) 本事業の事業期間

事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「事業開始日」という。）から、平成 72 年 3 月 31 日（1 - (6) - B の規定により事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。「事業終了日」という。）までとする。

B) 事業期間の延長

運営権者は、実施契約に定める事由が生じた場合、事業期間の延長を申し出ること

¹ 市が承諾した場合、設立以外の方法をとることができる。

ができる。このとき、市が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、市と運営権者が協議により、1-(6)-Cの規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。合意延長の実施は1回に限るものではない。

C) 運営権の存続期間

運営権は、事業開始日に先だって設定され、運営権の存続する期間（以下「運営権存続期間」という。）は、運営権を設定した日から、事業終了日までとする。

運営権の存続期間は、1-(6)-B に定める事業期間の延長があった場合を含め、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

運営権は、事業終了日をもって消滅する。

(7) 利用料金収受と費用負担

運営権者は、空港法、航空法、その他法令等上料金収受が禁止されていないことを確認した上で、神戸空港条例や民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針に則り、自らの経営判断で以下に掲げる利用料金を設定し、収受し、及びその収入とすることができる。

- ① 着陸料等（届出制となっている。利用者にとって利用困難な場合、差別的取扱いの場合については、法令に従い、国から変更命令が下ることがある。）
- ② 空港航空保安施設使用料（届出制となっている。利用者にとって利用困難な場合、差別的取扱いの場合については、法令に従い、国から変更命令が下ることがある。）
- ③ 旅客取扱施設利用料（上限認可の範囲内での届出制となっている。差別的取扱いの場合については、法令に従い、市から変更命令が下ることがある。）
- ④ その他の利用料金（料金収受する際の手続き等が法令等に定められている利用料金については、当該法令等に定められる手続き等に従う。）

但し、その他の利用料金は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと、社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共施設等の利用者の利益を阻害するおそれがあるものではないことに留意する必要がある。

なお、実施契約に特段の定めがある場合を除き、市は、運営権者に対して本事業の実施に関して費用を負担せず、運営権者は、利用料金の収受により本事業の実施によるすべての費用を負担するものとする。

(8) 施設の立地及び規模に関する事項

空港用地の所在地等は以下のとおりである。

A) 神戸空港

① 所在地

兵庫県神戸市中央区神戸空港 1 番

② 本事象の対象となる敷地面積

神戸空港の告示区域は、約156haである。告示区域のうち、運営権を設定する空港用地の範囲は、募集要項等で示す。

2. PFI事業として実施することの定量的評価

(1) 定量的評価の方法

本事業について、事業期間中、運営を継続する場合と、運営権者が運営する場合の収支を比較し改善できることを特定事業の選定の基準とした。

(2) 前提条件

市が運営を継続する場合と運営権者が運営する場合の収支の算定にあたり設定した前提条件は、以下のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が特定事業の選定の判断のために設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

区分	市が運営を継続する場合	運営権者が運営する場合
市の収入	①着陸料、土地賃地料等 ②県補助金、地方交付税相当額、航空機燃料譲与税	①運営権対価（最低基準価格） ②県補助金、地方交付税相当額、航空機燃料譲与税
市の支出	①空港の管理運営経費 ②滑走路等の更新投資経費 ③市債償還 ④新都市整備事業会計からの借入償還	①ターミナルビルの購入費 ②市債償還 ③新都市整備事業会計からの借入償還

(3) 評価結果

上記(2)の前提条件に基づき、市が事業期間中、運営を継続する場合と、運営権者が事業期間中、運営する場合の収支を比較した結果、改善できることが確認できた。

実際の民間事業者の提案では、運営権対価は最低基準価格を元に具体的な提案いただくほか、収益連動負担金（事業年度の収益に連動する負担金）も具体的な提案を求めることから、運営権者が事業期間中、運営する場合、収支がより改善すると考える。

3. PFI事業として実施することの定性的評価

PFI事業として特定事業を実施する場合、本事業を通じて、以下に示す定性的効果が期待される。

①関西3空港の一体運営に資する方策を講じることで、関西全体の航空輸送需要の拡大、神戸経済の活性化、更には関西経済の発展に貢献

民間事業者が神戸空港と関西国際空港及び大阪国際空港とともに一体運営に資する方策を講じ、3空港それぞれの能力を適切に活用することによって、関西全体の航空輸送需要の拡大、神戸経済の活性化、更には関西経済の発展に貢献することが期待できる。

②効率的な空港運営の実現

①空港基本施設及び空港航空保安施設、②空港機能施設等について、民間事業者の資金及び経営能力を活用することで一体的かつ機動的な空港運営を実現することが期待

できる。また、実施契約に基づいて市と民間事業者が適切にリスク分担を図ることにより、効率的な空港運営が期待できる。

③空港利用者等に対する良質なサービスの提供

P F I 事業として、市のモニタリングによって公共性・安全性を確保しつつ、運営権者が有する専門的な知識や技術を最大限に活用することにより、利便性・快適性を有した航空輸送サービスの提供と、利用者負担の低減の実現を期待できる。

④長期・継続的な事業運営の実現

P F I 事業として、実施契約に基づき、42年間（不可抗力等による合意延長の場合は最長で52年間）の長期・継続的な事業運営を認めることにより、安定的かつ戦略的な空港経営が可能となり、空港利用者等のニーズの変化に応じた柔軟なサービスの提供が期待できる。

4. P F I 事業として実施することの総合的評価

特定事業をP F I 事業として実施することにより、本事業を通じて、運営権者の資金、創意工夫を一括して活用することが可能となり、市が運営を継続する場合と比較して、収支が改善できるという定量的な効果が得られるほか、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上より、P F I 事業として実施することが適当であると認められるため、民活空港運営法第11条第1項により読み替えて適用するP F I 法第7条に基づき特定事業として選定する。